

津山市監査委員告示第10号

平成31年3月27日

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年度財政援助団体監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実

津山市監査委員 津 本 辰 己

監査対象

対象団体 つやま産業支援センター

所管部署 産業経済部みらい産業課

監査結果報告日

平成31年3月1日

措置等の内容

[つやま産業支援センター]

指摘事項 ①	つやま企業サポート事業補助金の交付申請書の交付申請日、交付申請額、事業実施予定期間等について鉛筆書きのものや、記入漏れのものが散見された。また、同補助金の実績報告書においても同様のことが散見された。併せて各提出書類には受付印等が押印されておらず收受した日が不明であった。申請書・実績報告書については、必要な記載事項を漏れなく記載し、容易に消せるもので記載しないよう申請者に記載指導するとともに、各提出書類については收受した日が分かるように事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	平成30年7月に受付印を購入し、收受押印した日が分かるよう事務処理を行っている。	

[つやま産業支援センター]

指摘事項 ②	現金及び通帳は金庫に保管され、金庫の鍵を事務局長が管理していたが、出納事務等に係る印鑑は鍵を施錠していない状態でキャビネットの引出しに保管されていた。担当者一人で公金等の支払が容易にできる状態をなくすため、印鑑は管理監督者が厳重に管理されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	施錠のできるキャビネットにおいて保管済み。	

[つやま産業支援センター]

指摘事項 ③	つやま産業支援センター賛助会費等の現金を領収した際、現金出納簿が整備されていなかった。業務上のミスや盗難等の不正の防止を図るため、現金を受領した後の毎日の締め時に別の職員により、件数、内容及び金額の確認を行った後、最終的に所属長の確認を得るよう現金出納簿を整備されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	監査終了後、現金出納簿を作成済み。	

[つやま産業支援センター]

指摘事項 ④	つやま産業支援センターにおいて現金領収するものについては全て領収書を発行しているが、領収書の控えが作成できていないものがあつた。領収書の交付と併せて控えを作成し保管されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	様々な様式の領収書が使用されていたので、控えのついた領収書にて対応する準備をしている。	

[産業経済部みらい産業課]

指摘事項 ①	つやま産業支援センターの出納事務等に係る印鑑については、鍵が施錠されない状態でキャビネットの引出しに保管されていた。平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき、公金等の収支や保管に係る印鑑等は管理監督者が厳重に保管し、その許可なく他の職員が使用することができないよう管理を徹底されたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	施錠のできるキャビネットにおいて保管し、管理監督者が保管している。	